

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社アーク・ジオ・サポート	東京都渋谷区本町2-18-14

### 2. 指名停止措置期間：

平成29年9月22日 から 平成29年12月21日 3ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲：

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

本件については、株式会社アーク・ジオ・サポートが、当局松山港湾・空港整備事務所が発注した「平成29年度 来島海峡航路・鼻栗瀬戸航路深淺測量」の落札者となったにもかかわらず、配置予定技術者を配置できない旨申し出て、契約を辞退したものである。

### 5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当し、それを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

#### 【指名停止措置要領 別表第2】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8304)

- 総務部経理調達課長 中野 靖 久 (内線 6311)
- 総務部契約管理官 金 本 真 司 (内線 6331)
- 総務部専門官 大 西 博 文 (内線 6314)